

# 平成 29 年度 小・中学校等「学校訪問指導」実施要項

隠岐教育事務所

## 1 趣 旨

島根県教育委員会の『教育行政の重点施策』、隠岐教育事務所の『管内学校教育の重点』を踏まえ、各学校の当面する教育課題に対して指導及び助言を行い、学校教育の一層の充実と推進を図る。

## 2 目 的

学習指導要領、第2期しまね教育ビジョン21、各市町村教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導・助言等を行う。

## 3 種 類

### I 計画学校訪問指導

○各校の教育課程の管理、実態や要望を把握し、それらに応じた指導・助言等を行う

### II 特別支援教育に係る学校訪問指導

○各校の特別支援教育の実態や要望を把握し、それらに応じた指導・助言等を行う

### III 生徒指導に係る学校訪問指導

○各校の生徒指導の実態や要望を把握し、それらに応じた指導・助言等を行う

### IV 申請学校訪問指導

○学校や教育団体等の申請に基づき、教科等における指導力向上、生徒指導、特別支援教育、人権・同和教育、キャリア教育、情報教育、健康教育、学校図書館活用教育、ふるさと教育、指定事業等に係る指導・助言等を行う

### V 継続型学校訪問指導

○学校の申請に基づき、年間を通して、学力育成、授業改善、校内研究等を推進する学校の主体的・自主的な取組の継続的な支援等を行う

### VI 初任者研修等学校訪問指導

○初任者やフォローアップ研修対象者の状況を把握し、授業力向上の支援等を行う

### VII 新任講師等学校訪問指導

○新任講師を中心に、講師の状況を把握し、授業力向上の支援等を行う

## 4 指導・助言等をする事項

- (1) 学校運営の改善、評価等に関すること
- (2) 教育課程の編成・実施・評価、学習指導の工夫・改善・評価、教育研究の立案・実施・評価に関すること
- (3) 県教育委員会の指導方針等の周知に関すること
- (4) 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること
- (5) 学校教育その他、教育問題にかかわる情報の交換に関すること
- (6) その他、義務教育全般の充実・発展に関すること

## 5 内容と留意事項等

### I 計画学校訪問指導

対 象	全小中学校
回 数	1 学期 1 回 2、3 学期で 1 回 (年間 2 回程度)
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の全学級の授業を参観する。</li> <li>・時間設定(開始時刻と終了時刻程度)は学校が決定し、2週間前までに担当指導主事(教育事務所と町村教育委員会)に電話等で連絡する。</li> <li>・教科等は学校が決定し、様式 1 を 1 週間前までに担当指導主事(教育事務所と町村教育委員会)に F A X 等で送付する。</li> <li>・学習指導案の提出は求めない。</li> <li>・学校の取組等の説明を管理職、教務主任、研究主任等のいずれかの担当者に求める。</li> <li>・派遣指導主事と教育事務所の学力担当指導主事が訪問する。</li> <li>・1 学期は、可能な限りⅢ(生徒指導)の訪問指導と兼ねる。</li> <li>・Ⅳ(申請)を兼ねてもよい。その際には様式 2 または 3 を提出する。</li> <li>・平成 29 年度様式のデータは、隠岐教育事務所の H P に掲載。</li> </ul>

### II 特別支援教育に係る学校訪問指導

対 象	全小中学校	
回 数	1、2 学期は 1 回ずつ 3 学期は必要に応じて	
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間設定等は、各校の特別支援教育担当者と特別支援教育担当指導主事の協議の上、決定する。</li> <li>・以下の内容を原則とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学級の授業参観(原則として「教科等を合わせた指導」か「自立活動」)</li> <li>○通常の学級の授業参観(特別な支援の必要な児童生徒の様子)</li> <li>○特別支援学級担任・通級担当との面談(1 時間程度)</li> <li>○特別支援教育コーディネーターとの面談(1 時間程度)</li> </ul> </td> </tr> </table> </li> <li>・個別の教育支援計画又は個別の指導計画の提示(作成途中であれば昨年度のものも可)を求める。</li> <li>・特別支援学級を新設した学校や新任の特別支援学級の担任がいる学校には、別途早い時期に実施する。</li> <li>・各校の特別支援教育担当者は、可能な限り近隣の学校(島前地区、島後地区)の特別支援教育担当者にも参加を呼びかけ、互いの研修機会の確保に努める。</li> <li>・研究授業(通常の学級も含めて)や校内研修を兼ねてもよい。</li> <li>・Ⅳ(申請)を兼ねてもよい。その際には様式 2 または 3 を提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学級の授業参観(原則として「教科等を合わせた指導」か「自立活動」)</li> <li>○通常の学級の授業参観(特別な支援の必要な児童生徒の様子)</li> <li>○特別支援学級担任・通級担当との面談(1 時間程度)</li> <li>○特別支援教育コーディネーターとの面談(1 時間程度)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学級の授業参観(原則として「教科等を合わせた指導」か「自立活動」)</li> <li>○通常の学級の授業参観(特別な支援の必要な児童生徒の様子)</li> <li>○特別支援学級担任・通級担当との面談(1 時間程度)</li> <li>○特別支援教育コーディネーターとの面談(1 時間程度)</li> </ul>		

### III 生徒指導に係る学校訪問指導

対 象	全小中学校
回 数	1、2 学期は 1 回ずつ 3 学期は必要に応じて
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 学期は、できるだけⅠ(計画)と兼ねる。</li> <li>・2 学期以降の時間設定等は、各校の生徒指導主任等と生徒指導担当指導主事の協議の上、決定する。</li> </ul>

#### IV 申請学校訪問指導

対 象	希望する学校 希望する郡教研の教科部会や専門部会 等
回 数	希望する回数
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望する学校や教育団体は、事前に申請する旨を教育事務所に連絡した上で、研究授業を伴う場合は様式2を、研究授業を伴わない場合は様式3をすみやかに提出する。</li> <li>・教育庁各課や教育センターの指導主事、社会教育主事を要請することができる。その場合には、教育事務所を經由して申請し、当日は教育事務所の指導主事も同行する。</li> <li>・研究授業が設定されている場合には、学習指導案を1週間前までに担当する指導主事それぞれに送付する。その授業で使用する教材、資料等も添付する。</li> <li>・原則として年度当初の申請に基づいて訪問する。また、年度途中の申請についても可能な限り対応する。</li> <li>・様式2及び様式3のデータは、隠岐教育事務所のHPに掲載。</li> </ul>

#### V 継続型学校訪問指導

対 象	希望する学校
回 数	学校の計画に基づく（年間を通して複数回）
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の主体的・自主的な取組を支援することを目的とする。</li> <li>・支援内容は、研究計画や単元・授業構想、学習指導案に係る指導・助言、研究授業や授業研究に係る指導・助言、研究指定校への指導・助言など。</li> <li>・様式の提出は求めない。訪問に係る内容等は、各校の担当者と担当指導主事の協議の上調整する。</li> </ul>

#### VI 初任者研修等学校訪問指導

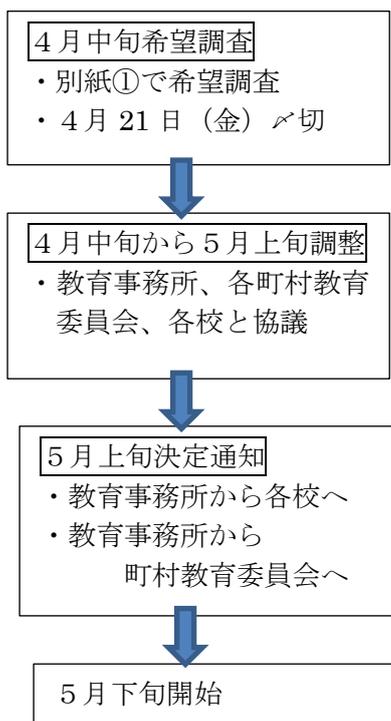
対 象	初任者研修対象者が勤務する学校 フォローアップ研修対象者が勤務する希望する学校
回 数	【初任者】1回以上 1回は「第Ⅲ回授業づくり研修」後に実施 【フォローアップ研修対象者】学校の計画に基づく
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修対象者が勤務する学校は、第Ⅲ回「授業づくり研修」受講後1回実施する。</li> <li>・2回以上希望する学校は別紙④でその旨を伝える。</li> <li>・フォローアップ研修者が勤務する学校で希望する学校は別紙④でその旨を伝える。</li> <li>・時間設定等は、各校の校内指導教員と担当指導主事と協議の上、決定する。</li> <li>・学習指導案を1週間前までに担当指導主事に送付する。</li> </ul>

#### VII 新任講師等学校訪問指導

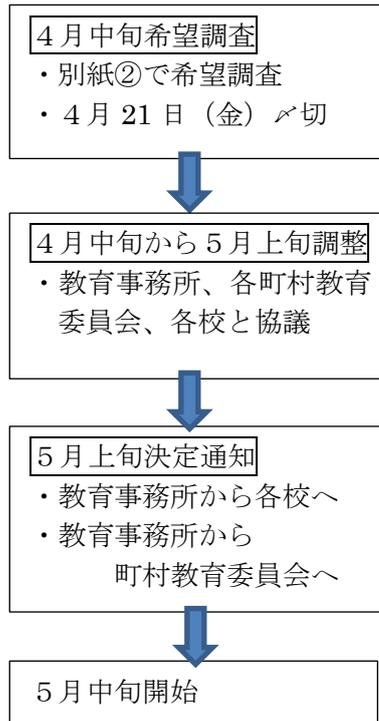
対 象	新任講師が勤務する学校 講師（経験年数を問わない）が勤務する希望する学校
回 数	【新任講師】1学期1回 2学期以降は必要に応じて 【経験年数2年目以上の講師】学校の計画に基づく
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任講師は、5月の「授業づくり研修」受講後実施する。</li> <li>・経験年数2年目以上の講師が勤務する学校で希望する学校は別紙⑤でその旨を伝える。</li> <li>・時間設定等は、各校の管理職等と担当指導主事と協議の上、決定する。</li> <li>・学習指導案（本時の学習がわかる程度のもの）を3日前までに担当指導主事に送付する。</li> </ul>

## 6 訪問実施までの流れ

### 【Ⅰ（計画）とⅢ（生徒指導）について】

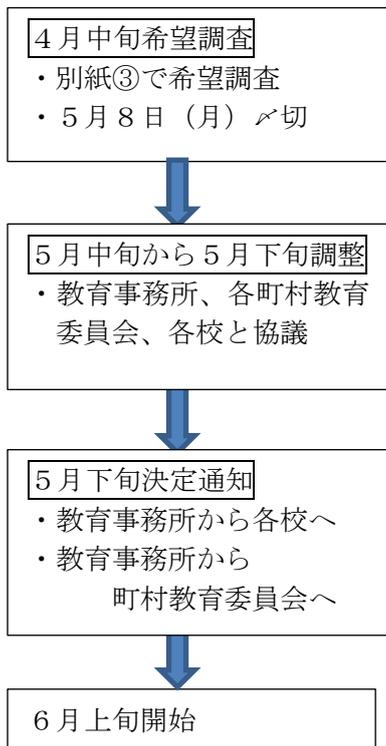


### 【Ⅱ（特別支援）について】

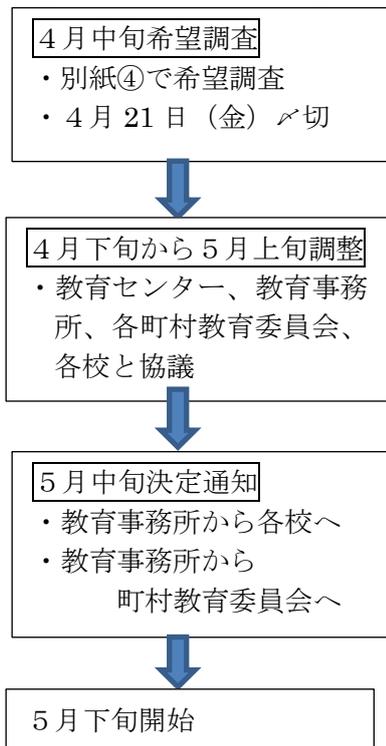


※ 2、3学期の調査は7月下旬～8月上旬、調整は8月下旬に行う。

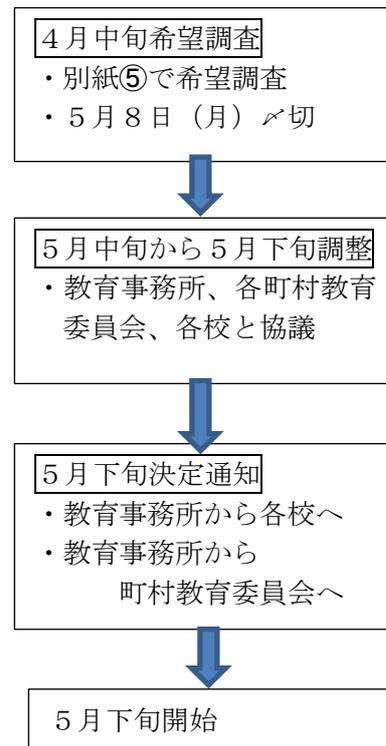
### 【Ⅳ（申請）とⅤ（継続）について】



### 【Ⅵ（初任研）について】



### 【Ⅶ（講師）について】



## 7 指導主事の担当等

指導主事 (企画幹)	永島 好喜	学校運営 理科 等
指導主事 (企画幹)	吉山 明利	国語 社会 理科 体育 総合的な学習の時間 健康教育 人権・同和教育 道徳教育 経験者研修 等 (主に中学校担当)
指導主事	宇野 陽子	算数・数学 音楽 図画工作・美術 外国語 へき地・複式教育 学校図書館教育 初任者研修 等 (主に小学校担当)
指導主事	加多 弥生	特別支援教育 等
指導主事	新谷慎太郎	生徒指導 算数・数学 キャリア教育 特別活動 等
派遣指導主事	増本 邦雄	算数・数学 学校教育全般 (隠岐の島町教育委員会)
派遣指導主事	坂田 幸義	外国語 学校教育全般 (海士町教育委員会)
派遣指導主事	塚本 潔	算数・数学 学校教育全般 (西ノ島町教育委員会)
派遣指導主事	田村 雅史	体育 学校教育全般 (知夫村教育委員会)

## 8 その他

- 平成 29 年度はすべての小学校を対象に新学習指導要領に関する説明等を行う。時期は 2、3 学期に 1 回で、2、3 学期の I (計画) に兼ねてもよい。実施希望調査は 2、3 学期の I (計画) に合わせて行う。内容は 90 分程度の伝達等。
- 「平成 29 年度グローバル化に対応した外国語教育研修」の受講者が勤務するすべての小学校の校内研修日に訪問指導を行う。実施日等は各校の担当者と担当指導主事が協議の上、決定する。